

協同農業普及事業の実施に関する方針

令和8年4月1日

高 知 県

はじめに

近年、農業従事者の高齢化や農業経営体数、経営耕地面積の減少が進む等、食料・農業・農村を取り巻く環境が大きく変化し、農業の持つ食と環境を支える機能が損なわれかねない状況にある。

そのような現状を踏まえ、今後の協同農業普及事業の運営においては農業改良助長法（昭和二十三年法律第百六十五号。以下「助長法」という。）の目的に沿って、主体的に農業経営及び農村生活の改善に取り組む農業者の育成を図りつつ、農業の持続的な発展、食料の安定供給の確保、農村の振興等に資する取組について国と都道府県の双方がそれぞれの役割を果たし推進する必要がある。

高知県では平成2年度、全国に先行して人口が自然減の状態に陥り、それ以降県経済の縮小や中山間地域の衰退を招く等、負のスパイラルをたどってきた。

この負のスパイラルに立ち向かい県経済の浮揚を図るため、平成21年度に「高知県産業振興計画」、平成24年度に「第2期高知県産業振興計画」、平成28年度に「第3期高知県産業振興計画」、令和2年度に「第4期高知県産業振興計画」を策定し、官民協働による「人づくり」、「ものづくり」、「地域づくり」に取り組んできた。「産業振興計画」では、農業・林業・水産業・商工業・観光の五つの産業分野ごとに「産業成長戦略」として10年後の目指すべき姿を明記し、その実現に向けて具体的な目標を設定して取り組んできたところである。

令和6年度からは「第5期高知県産業振興計画」として、農業分野においては「生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化」、「中山間地域の農業を支える仕組みの再構築」、「流通・販売の支援強化」、「多様な担い手の確保・育成」及び「農業全体をけん引する基盤整備の推進と優良農地の確保」を戦略の柱として取り組んでいる。

これらの推進のためには、「人づくり」、「地域づくり」を基本的役割とした普及事業に期待される部分が多く、普及指導センター（以下、農業改良普及課・所）には地域に最も密着した県の指導機関としての役割を果たしていくことが求められている。

このため、今後の本県における協同農業普及事業の実施にあたっては、普及指導活動のさらなる重点化、高度化、効率化を図るとともに、直接農業者に接して支援を行う普及指導員が、技術を核としたスペシャリスト機能とコーディネート機能の両機能を総合して発揮していくことで、担い手の確保・育成、農業者の所得向上及び地域農業の生産・流通面等における革新に向けて支援する必要がある。

このような役割を果たすため、国が令和7年4月30日に定めた「協同農業普及事業の運営に関する指針」（以下、「運営指針」という。）及び令和7年7月3日に定めた「協同農業普及事業の実施についての考え方（ガイドライン）」を踏まえ、高知県の普及事業の基本的な方向と普及指導活動の内容を定めた、「協同農業普及事業の実施に関する方針」（以下、「実施方針」という。）を示す。

目 次

第1	普及指導活動の課題と方法に関する事項	1
1	普及指導活動の課題	
2	普及指導活動の方法	
第2	普及指導員の配置に関する事項	6
1	普及指導員の職務	
2	普及指導員の配置	
3	専門技術員の配置	
第3	普及指導員の資質向上に関する事項	8
1	人材育成計画	
2	向上を図るべき資質	
3	資質向上の方法	
第4	農業改良普及課・所等の運営	10
1	農業改良普及課・所の運営	
2	農業革新支援センターの運営	
第5	県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターにおける研修教育の充実強化	12
1	研修教育の内容の充実強化等	
2	就農支援の取組の推進等	
3	農業高校等の生徒への研修機会の提供等	
4	社会人等への研修機会の提供等	
5	県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターの学生等以外の就農希望者 に対する研修の補完	
6	先進的な農業者等による外部評価の実施	
第6	その他協同農業普及事業の実施に関する事項	13
1	農業振興センター内部署との連携	
2	他の部局や指導機関等との連携	
3	男女共同参画社会の推進	
4	学校教育との連携	
別紙	課題の取り組み内容	14

第1 普及指導活動の課題と方法に関する事項

本県の農業・農村を維持発展させるためには、経営感覚に優れた自立的な農業経営体の育成や農業を核とした地域づくりを進めていく必要がある。

普及事業ではこうした農業・農村づくりを目指し、「運営指針」における普及指導活動の基本的な課題を踏まえ、「第5期高知県産業振興計画」における農業分野の成長戦略を柱に、次の課題に重点化して普及指導活動を推進する。（別紙に課題の取り組み内容を示す。）

また、農業者に接する際には、関連する国、県及び市町村の施策等の情報提供に努める。

1 普及指導活動の課題

(1) 生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化

I o Pクラウド「SAWACHI」を核としたI o Pプロジェクトを推進するとともに、クラウドに蓄積されるデータを活用したデータ駆動型営農支援の強化により、農業のデジタル化を推進し、生産性と収益性の向上に取り組む。また、作物の栽培管理や生育診断にスマート農業技術を活用することで、労働生産性の向上や農作業の省力化及び軽労化等に取り組む。

「みどりの食料システム戦略」に基づき、有機農業の取組面積の拡大やI P M技術のさらなる普及、省エネ技術の導入等によって農業のグリーン化を推進し、持続可能な農業への転換に取り組む。また、近年の記録的な猛暑により様々な品目で影響が見られていることから、高温対策として効果が期待できる機器・資材の導入や高温に強い品種への転換を図るなど、気候変動に適応した持続可能な農業の実現に向けて取り組む。

主食用米や酒米等の生産振興や水田の有効活用に向けた有望品目への転換により水田農業の振興を図る。

新規事業者の掘り起こしと農産加工等による売れる商品づくりや直販所支援等を通じて6次産業化に取り組む。

※ I o P (Internet of Plants) とは、多様な園芸作物の生理・生育情報のA I等による可視化と利活用を実現するもの

(2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築

集落営農組織や農地の受け皿となる法人、農村型地域運営組織（農村RMO）といった多様な農業人材を確保・育成し、そうした組織等による中山間地域の農業・農村を地域全体で支え、維持・発展を図る仕組みを構築することで、中山間地域に適した品目の生産振興や農業の多面的機能の保持に取り組む。

(3) 流通・販売の支援強化

関西圏で成果が出てきている卸売市場等との連携による販売強化を横展開し、大都市圏での量販店フェアの強化等により県産農畜産物のさらなる販売額向上に取り組む。

また、青果物・ユズ果汁・花きの輸出の強化等、国外市場へのさらなる販路拡大にも取り組む。

(4) 多様な担い手の確保・育成

産地提案型担い手確保対策を一層強化するとともに、新たに若者・女性への就農支援の強化を位置づけ、若者・女性向け農業体験・研修の強化や働きやすい環境整備への支援等により、若年層の担い手確保に取り組む。

農業経営体や集出荷場の労働力不足に対応するため、効果的なマッチングや援農者の受入体制の強化、農福連携の推進及び外国人材の受入れ等の取組を支援する。また、家族経営から企業的経営に向けて法人化の推進及び法人経営体の経営発展を支援する。

(5) 農業全体をけん引する基盤整備の推進と優良農地の確保

令和6年度までに策定した県内253地区の地域計画の見直しを支援し、10年後の農地を誰に引き継ぎ、地域の農業をどのように維持・発展させていくのかを明確化する。

また、地域計画をもとに、基盤整備により優良農地を確保し、担い手への農地集積・集約を推進する。

(6) 地域特性を生かした農業・農村の振興

本県の地形や気候といった地域特性を生かした品目の生産振興や地域資源の活用等による所得向上に取り組む。

また、遊休農地の有効利用、地産地消の推進、都市住民との交流活動等、地域資源を活用した新たな価値の創出や農村振興に関する取組を支援する。

さらに、自然災害や鳥獣被害の軽減対策、感染症等のリスクに備えるための取組等、営農を継続するうえで必要となる地域住民との合意形成及び対策を図る。

2 普及指導活動の方法

普及指導活動は、農政の展開方向及び各地域の状況に応じて公的機関が担うべき分野の取組を強化し、普及指導員による取組の必要性及び緊急性が高い課題に重点化する。

また、農業改良普及課・所を中心に、農業革新支援センター、農業技術センター、県立農業大学校、県立農業担い手育成センター及び農業振興部各課による情報共有及び連携強化を図ることで一体的な取組の実施に努める。

さらに、課題の内容に応じて先進的な農業者をはじめ、市町村、関係団体、民間企業等と連携し、互いが担うべき役割を明確にして活動する。

(1) 基本的な課題に対応した取組の推進方向

普及指導活動の課題に取り組むうえで、「新規就農者等への支援」、「スマート農業技術の活用及びこれを併せて行う新たな生産方式の導入の促進」、「農業支援サービスの活用促進」、「マーケットインの生産体制の構築」の事項について重点的に取り組む。

ア 担い手の確保・育成に向けた新規就農者等への支援の充実・強化

世代間のバランスの取れた農業就業構造の実現のため、農業内外からの青年層を含む幅広い世代の就農及びその定着の促進、次世代の担い手への生産基盤の円滑な継承と就農後の経営改善等の支援並びに新規就農者の受け皿となる農業経営体の法人化や労働環境の整備、企業の農業参入を推進する。

また、新規就農及びその定着を促進するため、関係機関や先進的な農業者等と連携

し、就農前後にわたり一貫的に支援するとともに、新規就農者等の技術や経営の発展段階等に応じた支援を推進する。

さらに、女性の農業経営等への参画を促すための技術及び知識の習得機会の確保や、外国人材の円滑な受入れを促すための適切な労務管理の実施等の支援を推進する。

イ スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う新たな生産方式の導入の促進

I o P等によるデータ駆動型農業技術を含むスマート農業技術の活用を通じて農作業の効率化等の効果を十分に発揮するためには、新たな生産方式の導入を併せて行うことが重要となる。このため、地域の生産環境に応じたスマート農業技術及び生産方式に関する農業者等からの相談体制を整え、これまで進めてきた環境制御技術のさらなる普及を図るとともに、これらの導入に向けた計画づくり等に対して伴走支援する。

ウ 農業支援サービスの活用促進

生産現場における労働力不足の解消や規模拡大に向けた生産性向上等への対応として、専門作業の受注、農業機械のシェアリング、農業人材の派遣、農作業工程の整理や経営分析等を行う農業支援サービスの活用の促進が重要となる。このため、農業支援サービス事業者に対しては、産地情報の提供等により農業者等が持続性の高い農業支援サービスを受けられるよう支援する。また、農業者等に対しては、農業支援サービス事業者に関する情報や当該サービスの活用を通じて農業生産資材コストを低減する経営手法に関する情報の提供等を行うことにより、農業支援サービスの活用の促進を図る。

エ マーケットインに向けての生産体制の構築

加工・業務用需要や海外需要が拡大傾向で推移していることに加え、有機農産物を含む環境への負荷の低減に資する農産物の消費拡大の必要性に鑑み、食料システム関係者等との連携の下、産地における労働力等農業者や農村の実態や要望も踏まえて、品種・栽培方法の選定や技術指導等を行うことで、マーケットインの生産体制の構築を推進する。

(2) 普及指導活動の効果的かつ効率的な実施

ア 農業者に対する支援の充実・強化

データに基づき栽培技術・経営の最適化を図るデータ駆動型農業の推進等ICTの導入と活用により、効果的かつ効率的な普及指導活動の実施に努める。また、S A W A C H I ニュースやこうち農業ネット、新聞、各種広報誌等の活用により農業者への有用な情報の迅速かつ効率的な提供及び発信に努める。なお、ICTの活用に際しては、情報セキュリティを確保する。さらに、地域内で検討された地域計画の実現や見直しに向けた協議が円滑に進むよう、話合いのコーディネーター役を担うなど必要な支援を行う。

イ 食料システム関係者等の多様な関係者との連携強化

普及指導員は、新規就農者の育成、農業者等が持つ先進的技術の普及、実証ほ場の設置等による地域モデルの育成などに当たっては、先進的な農業者や地域リーダー、指導農業者等との意見・情報交換を密に実施し、パートナーシップの構築に努める。また、普及指導計画の策定と評価の際にはこれら先進的な農業者等に意見を求め、計画の見直しや改善に反映させる。さらに、これら先進的な農業者等と連携して次世代の農業を

担う地域リーダー等の育成に努める。その際、農業者が独自に培ってきた技術・ノウハウ等の中で、他の農業者への伝達を望まない情報については、個別具体の状況・事情に応じて普及指導員及び普及組織が適切な秘密管理措置を取るほか、農業者と事前に秘密保持契約を取り交わす等とともに、農業者自身の秘密管理についても注意を促す。

さらに、以下の（ア）～（ク）の食料システム関係者とのコーディネート役を担い、連携と協力を促進するための機会の創出等に向けて取り組む。

- （ア）行政機関
- （イ）試験研究機関
- （ウ）地域運営組織
- （エ）農業協同組合
- （オ）教育機関
- （カ）生産資材関係事業者
- （キ）食品等事業者
- （ク）消費者

ウ 試験研究機関との連携強化

専門技術員をはじめ普及指導員は、国や県が行う研究開発の企画段階から、試験研究機関に対して現場の課題や技術の改善すべき点等を伝えることで、より実用性の高い技術の開発に繋がるよう努める。また、研究開発された成果を活用し、地域の課題解決を図る。

エ 都道府県間の連携等

専門技術員をはじめ普及指導員は、都道府県間の連携を推進するため農業革新支援専門員ネットワーク会議等へ参画し、他の都道府県との情報交換に努めるとともに、行政区域を越えた広域的な課題に関する情報提供や研修講師の派遣依頼等に可能な限り協力する。

オ 普及指導計画の策定と評価

（ア）普及指導計画の策定

農業改良普及課・所は、地域の課題と目標、普及指導活動の対象者、目標達成のための活動方法及び活動に要する普及指導員の配置や関係機関との役割分担等の活動体制を記載した普及指導計画を毎年度策定する。普及指導活動の目標は、可能な限り定量的に設定する。

普及指導活動の対象者は、普及指導員による支援の必要性及び緊急性が高い次のものに重点化する。

- ・ 認定農業者、青年農業者、法人経営体をはじめとする経営改善に意欲的な農業者
- ・ 法人化や連携・統合を目指す地域の担い手としての集落営農組織、法人志向農家
- ・ 認定新規就農者をはじめとした将来の担い手となる新規就農者
- ・ 経営参画に意欲的な女性農業

また、普及指導計画の策定に当たっては、普及指導の対象者及び関係機関等との合意形成を図るとともに、普及指導活動の実施に必要な推進体制を整備する。

(イ) 普及指導計画の評価

内部評価として、普及指導員及び専門技術員は、チーム会や中間検討会等を通じて普及指導計画の進捗状況や成果目標の達成状況について確認する。特に目標未達の普及課題については、その要因を分析し、活動方法や活動体制の改善を図る。

また、外部評価として、農業者等のニーズに対応し、高い成果を創出する普及指導活動とするため、外部有識者の幅広い視点から客観的な評価を受け、次年度以降の普及指導計画の改善を図る。なお、外部評価は毎年度、農業改良普及課・所3カ所を対象に実施し、外部評価の結果は県ホームページ等において公表する。

(ウ) 重点プロジェクト計画の策定

県域での取組が必要な重要課題については、専門技術員が普及指導員と連携して「重点プロジェクト計画」を策定し、農業改良普及課・所の普及指導計画に位置付け、重点プロジェクトチームで課題解決に取り組む。

カ 調査研究の適切な実施

調査研究は、普及指導活動及び普及指導員の資質向上に資するものとする。普及指導員は、地域の特性に応じた効果的な普及指導活動を実施するための手法や、農業に関する高度な技術及び知識をもとにして、それを実証する等の調査研究を積極的に実施し、その成果を有効に活用するよう努める。

第2 普及指導員の配置に関する事項

農業を取り巻く社会情勢の変化や急速な技術開発に即応し、農業者からの高度かつ多様なニーズや地域課題へ効果的に対応できるよう、必要な資質を持つ普及指導員を確保し、地域において必要とされる専門分野等を考慮して適正な配置に努める。

また、組織的な機能の発揮に向けては、普及指導員に必要な専門性や普及指導活動の手法を習得できるよう長期的に資質向上を図り、普及指導員の任用資格を有する者の計画的な養成及び確保に努める。

なお、普及指導手当については、普及指導員の職務が複雑かつ困難なものであることに鑑み、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長しつつ、意欲ある優秀な人材の確保を図る観点から運用するよう配慮する。

1 普及指導員の職務

協同農業普及事業の基本は、普及指導員が農業者との信頼関係を構築しつつ、直接農業者に接して普及指導を行うことにある。

このため、普及指導員は、常に農業の現場にあって先進技術等を農業者に迅速かつ的確に普及させるとともに、関係機関や地域リーダー等へ働きかけ、その先導役として地域の農業・農村に関する課題の解決を図っていくことが必要である。

このような基本認識のもと、普及指導員は次の職務を担う。

(1) 調査研究

普及指導員の機能が十分発揮できるよう、普及方法の検証、試験研究機関等の成果を現地に普及させるための実証及び普及の課題や試験研究のテーマの発見を目的として、専門分野についての新たな技術や高度な技術の現地組立実証・適応試験、実態調査等を実施する。また、効果的かつ効率的な普及指導活動を展開するため、普及指導活動の方法に関する調査研究を実施する。なお、調査研究の実施にあたっては、必要に応じて試験研究機関、農業者研修教育機関、大学、市町村、関係団体、民間企業等との連携を図る。

(2) 普及指導活動

高度で先進的な技術や知識に加え、地域農業の実態に関する幅広い知見や農業の現場における課題解決能力を駆使し、巡回指導、相談、実証展示、講習会の開催等により、直接農業者に接して農業生産方式の合理化及び農業経営や農村生活の改善のための普及指導を実施する。また、試験研究機関や民間企業等と農業者や地域の関係機関等との連携を企画調整・推進し、関係者の役割分担を明確にして普及指導を実施する。

2 普及指導員の配置

(1) 普及指導員の配置

地域の実情に即して農業生産方式の合理化、農業経営及び農村生活に関する課題の解決を図る機能を有する普及指導員を各農業改良普及課・所に配置する。

(2) 人事交流の促進

普及指導員の長期的な資質向上や組織的な機能の発揮等の観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員等との人事交流を適切に実施する。

(3) 普及指導員の計画的な養成

農業改良普及課・所に配置した新任期職員には、普及指導員の監督（トレーナー等）の下で普及指導活動に従事させることを通じて、現場での課題抽出から解決までの能力等の向上を図る。

3 専門技術員の配置

専門項目に関する高度で先進的な技術、知識をもとに広域で活動する普及指導員を、「専門技術員」として農業担い手支援課、環境農業推進課、農業イノベーション推進課、農産物マーケティング戦略課に配置する。

(1) 専門技術員の業務内容

専門技術員は普及指導員の職務を基本としたうえで、次の役割を担う。

- ア 普及指導活動の総合的な企画調整等
- イ 試験研究機関・教育機関・行政機関・食料システム関係者等との連携及び企画調整
- ウ 研究開発への参画や専門技術の高度化及び政策課題への対応
- エ 重要課題の解決に向けた普及指導活動の企画立案、実施、総括、指導
- オ 普及指導員等の資質向上のための研修等の企画立案、実施、総括、指導
- カ 先進的な農業者や地域リーダーとのパートナーシップの構築（先進的な農業者からの相談・支援対応を含む。）

(2) 専門技術員の選定基準

専門技術員は、助長法第9条に規定する普及指導員の任用資格を有する者の中から、普及・研究・行政・教育の経験が通算10年以上で、かつ担当分野に関する高い知見や関係機関等との調整力を備えた者を選定する。なお、専門技術員のうち、普及経験が5年以上ある者は「農業革新支援専門員」に位置づける。

第3 普及指導員の資質向上に関する事項

普及指導員に求められる機能を十分に発揮しつつ、近年の農業分野における技術革新、農業者からの高度かつ多様なニーズ及び地域農業における課題に的確に対応するため、体系的に普及指導員の資質向上に取り組む。

1 人材育成計画

研修に係る計画の策定及び実施に先立ち、普及指導員の資質を継続的に向上させ、長期的な視点から普及事業に必要な人材の確保と適切な配置を進めるため、普及指導員の目指すべき人材像、求められる資質、人材育成に向けた取組方針及びその推進体制等を記した「高知県普及指導員等に関する人材育成計画」（以下「人材育成計画」という。）を実施方針の内容を補完するものとして別に定める。なお、人材育成計画は、おおむね5年ごとに見直すものとする。

研修の実施にあたり、普及指導員の資質及び技術・知識等の習得状況を客観的に把握するため、人材育成計画の別表「普及指導員等の発展段階別習得確認表」を活用する。

また、普及指導員の任用資格を有する者を養成し確保するため、資格取得に向けた集合研修や、新任期職員を対象にトレーナーを中心とした個別育成チーム体制を整備するとともに、所内全体でOJTを計画的に実施する。

2 向上を図るべき資質

全ての普及指導員が共通して備えるべき基本的な資質は次の事項とし、計画的かつ継続的な向上を図るものとする。

- (1) 農業及びその経営に関する高度な技術及び知識
- (2) 新規就農者から先進的な農業者に至るまでの多様な農業者に接して有意義な情報交換を行うためのコミュニケーション能力
- (3) 多様な関係者と農業者や産地との連携に向けた意見交換等を円滑に進めるためのファシリテーション能力
- (4) 地域計画の変更等に要する地域農業・農村の実態や課題の整理を行う分析能力
- (5) 産地や地域農業・農村について実態や要望に基づいた将来展望や関係機関の相互連携方策を提案する企画能力

3 資質向上の方法

普及指導員は、試験研究機関、先進的な農業者、食料システム関係者・関係機関との交流等を通じた情報収集や、調査研究、自発的な能力向上の取組等により、幅広い専門的な知識及び技術の習得、関係者との人脈の形成を積極的に図るものとする。

(1) 研修の実施

人材育成計画に基づき、研修体系を定め計画的に県及び職場段階での集合研修、自主企画研修、派遣研修及びOJT等を実施する。その際、効果的かつ効率的な研修方法の

1つとして、経験豊富な普及指導員からの技術・知識の伝承やICTの活用等を通じて、普及組織が培ってきた技術や知見、普及指導方法の継承を図る。

また、国と県の役割分担を踏まえ、国が行う研修を有効に活用するほか、先進的な農業者、大学、試験研究機関、民間企業等、多様な関係者・機関を活用する。

研修の実施にあたり、人材育成計画における発展段階に必要な研修受講の機会を確保するよう配慮するとともに、国研修の受講者による伝達研修の機会を設け、研修効果の波及を図る。

(2) 人事交流の促進

普及指導員の総合的な指導力の向上を図る観点から、普及指導員と研究員や関係行政職員等との人事交流を適切に実施する。

(3) 普及指導員の自主的な資質向上

農業改良普及課・所長は、普及指導活動に資する各種資格取得等に関する情報提供や職員能力開発センターの実施する研修への参加を促す等、普及指導員の自主的な資質向上の取組を助長するよう努める。

(4) 専門技術員の育成

研修等の実施はもとより、プロジェクト活動、調査研究活動、他部局との人事交流等を通じ、全国的な農政を推進できる広い視野を醸成し、国が定める農業革新支援専門員の要件を満たすことのできる専門技術員の育成に努める。

第4 農業改良普及課・所等の運営

1 農業改良普及課・所の運営

(1) 農業改良普及課・所の整備

普及指導活動が組織的かつ機能的に実施できるよう、助長法第12条に規定する「普及指導センター」として県内5ヶ所の「農業振興センター農業改良普及課」及び4ヶ所の「農業改良普及所」を設置し、現地での活動を本務とする普及指導員の活動拠点及び農業者に対するサービスの提供の場としての機能の発揮に努める。

農業改良普及課・所は、普及指導活動がより効果的に実施されるよう、地区農業改良普及推進協議会や各種研究会等の場を活用して、先進的な農業者、関係機関、普及指導協力委員、民間企業等との役割分担や連携の方法等に関して意見・情報交換に努める。

ア 農業改良普及課・所の事務

- ・調査研究及び普及指導活動により得られた知見の集約と、その他農業経営及び農村生活の改善に関する科学的技術及び知識の普及指導を総合するための活動
- ・農業者に対する農業経営又は農村生活の改善に関する情報の提供
- ・新規就農に向けた啓発、就農関連情報の提供、就農に関する相談、指導・助言、その他の就農を促進するための活動
- ・関係機関・団体等と連携し、産地や地域を総合的にコーディネートする活動

イ 農業改良普及課・所長の事務

- ・農業改良普及課・所長は、普及組織の長として事務執行の総括及び自ら普及指導員として普及事業を行う。

(2) 農業技術及び農業経営に関するハブ機関としての機能の発揮

農業改良普及課・所は、農業技術及び農業経営に関する情報を収集・整理し、農業者、農業技術センターや民間等の専門家、市町村や農業団体等の関係機関をつなぐハブ機関として機能するよう連携に努める。

(3) 退職者等との協力関係の構築

農業改良普及課・所は、普及指導活動を補完する観点から、普及指導協力委員制度の活用等により、普及指導員OB等との連携に努める。

(4) 情報の収集及び発信

農業改良普及課・所は、全国的な情報通信ネットワークやこうち農業ネット、新聞、各種広報誌等の活用により、農業者への有用な情報の迅速かつ効率的な収集及び発信に努める。

(5) 各種行政施策への対応

普及指導員の発揮すべき機能を踏まえた上で、普及指導活動の一環として農業者等に対し補助事業、制度資金等の活用を支援する。

2 農業革新支援センターの運営

専門技術員間の連携強化と総合的な機能の発揮のため、「農業革新支援センター」として「農業革新支援チーム」を組織する。

(1) 農業革新支援チームの事務

ア 県全体の普及事業の総合的な企画調整

イ 専門分野ごとの試験研究機関、教育機関、行政機関、民間企業、他の都道府県等との連携強化による専門技術の高度化や試験研究課題及び政策課題への反映、また、試験研究成果の普及に関する総合的な調整

ウ 普及指導員の資質向上のための研修等の企画調整及び実施

エ 農業改良普及課・所との連携による先進的な農業者等からの高度かつ専門的な技術や経営に関する相談への対応

(2) 農業革新支援チーム長の事務

農業革新支援チーム長は、農業革新支援チームの事務執行の総括を行うとともに、全国会議等への参加等により情報収集及び発信に努め、国及び他の都道府県との連携を図る。

第5 県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターにおける研修教育の充実強化

1 研修教育の内容の充実強化等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、実践的な技術力と経営力を備えた農業者の育成が図られるよう、先進的な農業経営者等による出前授業、現場での実習、農業生産工程管理（GAP）に関する教育、教育機関及び試験研究機関並びに企業と連携したスマート農業技術に関する研修等、多様化する学生や研修生等のニーズやレベルに応じた実践的・発展的な研修及び教育内容の充実強化に努める。また、そのための施設・設備等の整備を進める。

2 就農支援の取組の推進等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、就農を希望する学生や研修生の円滑な就農のため、産地や農業法人等とのマッチング、農業改良普及課・所との連携等の就農支援の取組を推進するとともに、就農後における地域への定着が図られるよう継続的に支援する。

3 農業高校等の生徒への研修機会の提供等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、農業の魅力を伝え、将来的に農業を職業として選択する人材を育成するため、農業高校や普通高校等の生徒に対する研修機会の提供等を行う。

4 社会人等への研修機会の提供等

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、社会人を含む幅広い世代の就農を促進するため、関係機関との連携・役割分担の下、社会人等に対する研修機会の提供等を行う。

5 県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターの学生等以外の就農希望者に対する研修の補完

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、当該施設の学生・研修生以外であって、農業者等の下で研修を受けている就農希望者に対し、受入先の農業者や農業改良普及課・所との連携・役割分担の下、必要に応じて研修を補完する。

6 先進的な農業者等による外部評価の実施

県立農業大学校及び県立農業担い手育成センターは、研修及び教育の内容、その成果、実施体制について先進的な農業者、卒業者、関係機関等による外部評価を実施し、その結果を踏まえて研修及び教育内容を改善する。

第6 その他協同農業普及事業の実施に関する事項

1 農業振興センター内部署との連携

地域の農業・農村の振興を図るため、農業振興センター内の企画担当部署や基盤整備課と連携し、農業農村整備事業のフォローアップ等について専門技術や手法を活用して対応する。

また、中山間対策に関する農業分野の課題に対して専門技術や手法を活用して対応する。

2 他の部局や指導機関等との連携

地域の多様な資源の活用等による地域農業の振興を図る観点から、畜産業・林業及び水産業に関する技術職員や地域支援企画員、農地中間管理機構（農業公社）、市町村の移住促進課、各地区の鳥獣被害対策専門員、農業会議、商工会議所等との連携に努める。

3 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現を目指し、経営への参画に意欲的な女性農業者の取組を支援するとともに、地域の合意形成や計画づくりへ女性農業者の意見が反映されるよう取り組む。

4 学校教育との連携

次代を担う青年農業者の確保や、農業の役割や農村の多面的機能への正しい理解が得られるよう、小・中・高校生等を対象に、行政機関、教育機関、農業協同組合が行う食農教育や農作業体験学習、日本学校農業クラブ活動等に対して情報提供や助言を行い、農業・農村への関心を高めるよう努める。

別紙 課題の取り組み内容

重点課題	項目	取り組み内容
(1) 生産力の向上と持続可能な農業による産地の強化	ア Next 次世代型こうち新施設園芸システムの普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ○I o Pプロジェクトの推進 ○データ駆動型農業による営農支援の強化 ○園芸産地の生産基盤強化 ○地元と協働した企業の農業参入の推進
	イ 農業のグリーン化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○有機農業の推進 ○堆肥の利用促進 ○I P M技術の普及拡大 ○施設園芸における省エネルギー対策 ○みどりの食料システム戦略の推進にかかる技術開発 ○稲W C Sの生産拡大
	ウ 園芸品目別総合支援	<ul style="list-style-type: none"> ○野菜の生産振興 ○特産果樹の生産振興 ○花きの生産振興 ○大規模露地園芸の推進
	エ 水田農業の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○主食用米の生産振興 ○酒米の生産振興 ○水田の有効活用に向けた有望品目への転換
	オ スマート農業の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ○スマート農業の実証と実装支援
	カ 気候変動に適応した栽培技術の普及推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新たな技術の実証と対策機器・資材の導入支援
	キ 畜産の振興	<ul style="list-style-type: none"> ○土佐あかうし・土佐黒牛の消費拡大に向けたブランド化の推進 ○肉用牛、養豚の生産基盤強化と生産性向上 ○土佐ジロー、土佐はちきん地鶏の生産と加工販売体制の強化 ○酪農における生乳生産能力の向上 ○飼料価格高騰の影響を受けにくい畜産への構造転換 ○稲W C Sの生産拡大
	ク 6次産業化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○新規事業者の掘り起こしと売れる商品づくり

(2) 中山間地域の農業を支える仕組みの再構築	ア 集落営農組織の拡大と農地の受け皿となる法人の育成	○集落営農の推進 ○農地の受け皿となる法人の育成
	イ 組織間連携の推進と地域の中核組織の育成	○農村型地域運営組織（農村RMO）の推進
	ウ 中山間に適した農産物等の生産振興	○土佐茶の生産振興と販売・消費拡大 ○野菜の生産振興 ○特産果樹の生産振興 ○花きの生産振興 ○大規模露地園芸の推進
(3) 流通・販売の支援強化	ア 「園芸王国高知」を支える市場流通のさらなる発展	○卸売市場と連携した販売拡大 ○マーケットインの視点による業務需要に応じた取引の拡大 ○産地を支える集出荷システム構築への支援
	イ 直接取引等多様な流通の強化	○大規模直販店を活用した県産農産物の地産外商の強化 ○園芸品・米・茶・畜産物のブランド力の強化と総合的な販売PR
	ウ 関西圏における県産農畜産物の販売拡大	○卸売市場関係者との連携強化による県産青果物の販売拡大
	エ 農畜産物のさらなる輸出拡大	○品目別輸出戦略に基づいた需要・販路拡大 ○輸出に意欲的な産地への支援強化
(4) 多様な担い手の確保・育成	ア 産地を支える新規就農者の確保・育成	○産地提案型による自営就農者への就農支援の強化 ○雇用就農者の確保に向けた支援の強化 ○畜産の担い手確保の推進

	イ 若者・女性への就農支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ○農業の職業としての認知度や魅力度の向上 ○若者・女性向け農業体験・研修の強化 ○仕事と家事、子育て等を両立できる意識改革の推進及び仕組みづくりへの支援 ○若者・女性が働きやすい環境整備への支援 ○産地提案型による自営就農者への就農支援の強化 ○雇用就農者の確保に向けた支援の強化 ○法人の規模拡大と企業誘致の推進
	ウ 労働力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○J A 無料職業紹介所と連携した労働力の確保 ○農福連携の推進支援 ○外国人材の受け入れ支援 ○仕事と家事、子育て等を両立できる仕組みづくりへの支援
	エ 家族経営体の強化及び法人経営体の育成	<ul style="list-style-type: none"> ○認定農業者の育成支援 ○家族経営体の経営発展に向けた支援 ○法人経営体への誘導と経営発展への支援
(5) 農業全体をけん引する基盤整備の推進と優良農地の確保	ア 地域計画の着実な推進	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の確保に向けた基盤整備の推進 ○担い手への農地集積・集約の加速化 ○園芸団地の整備促進
	イ 基盤整備の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○優良農地の確保に向けた基盤整備の推進
	ウ 農地の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○担い手への農地集積・集約の加速化 ○園芸団地の整備促進
	エ 日本型直接支払制度の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○中山間地域等直接支払制度の推進 ○多面的機能支払制度の推進

<p>(6) 地域特性を生かした農業・農村の振興（大規模自然災害等への対応）</p>	<p>ア 地域特性を生かした品目の生産や地域資源の活用等による所得向上の取組支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○都市と農村の交流等の多様な関係者が連携した農業・農村を支える活動への支援 ○地域資源（伝統作物・料理、景観等）を活用した新たな価値の創出や農村振興に関する取組支援 ○遊休農地の有効活用や地域計画の作成・見直しに必要な地域の合意形成支援
	<p>イ 地域ぐるみで取り組む鳥獣被害対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○鳥獣被害対策を実施するための関係機関等との連携体制整備や地域の合意形成支援 ○関係機関と連携した鳥獣被害対策の実践指導
	<p>ウ 自然災害や感染症等のリスクに備える取組の推進及び被災後の復旧支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○南海大地震や気象災害等に備えた農業被害軽減対策及び農業版 BCP 作成に向けた支援 ○被災後の復旧に向けた地域の合意形成や営農再開のための技術支援 ○感染症等に係る様々なリスク軽減対策の実施支援